

「滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例」の一部改正について

■条例の概要

国が事業主体として実施する国営土地改良事業について、土地改良法第90条第2項に基づきその事業費の一部（以下「受益者負担金」という。）および特別徴収金を、受益者から県が徴収するための条例。

■改正の概要

*別表（負担金対象となる事業一覧）の改正

今年度、事業着手する湖北地区国営土地改良事業を、徴収対象事業に追加し、受益者負担金を県が徴収できるようにするため、別表を改正する。

(現行)

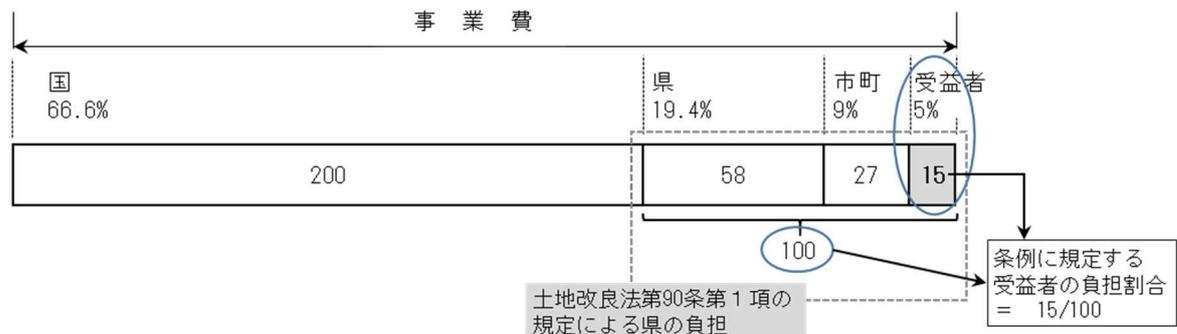
日野川地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)(知事が定める工事にあつては、15分の1)
大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31(知事が定める工事にあつては、0)

↓

(改正後)

日野川地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31(令和元年度以後の年度に行われる工事にあつては、100分の15)(知事が定める工事にあつては、15分の1)
大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31(知事が定める工事にあつては、0)
湖北地区国営土地改良事業	100分の15

【参考】条例に規定する負担割合について



■今後の予定

令和2年12月 環境・農水常任委員会

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和2年度から事業が開始される湖北地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第2項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収するため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 湖北地区国営土地改良事業について、土地改良法第90条第2項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収することとし、負担金の総額は、同条第1項の規定による当該国営土地改良事業に係る負担金の額に100分の15を乗じて得た額とすることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧	新				
<p>第1条～第6条・付則 省略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="159 469 1084 509"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	<p>第1条～第6条・付則 省略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 469 2096 549"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>湖北地区国営土地改良事業</td> <td>100分の15</td> </tr> </table>	省略	湖北地区国営土地改良事業	100分の15
省略					
省略					
湖北地区国営土地改良事業	100分の15				